

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月から3年3月まで
② 平成4年1月から同年3月まで

申立期間当時、私は専門学校生であったが、20歳に達したため国民年金に加入し、保険料はA市に帰省した時に金融機関で数か月分をまとめて納付していた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされていること、及び申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間である上、申立人は、申立期間②を除き、国民年金加入期間の全ての保険料を納付しているほか、国民年金の住所変更手続も適正に行われていることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人に対して平成4年6月9日に納付書が作成された記録が確認できることから、納付意識が高い申立人が、当該納付書により申立期間②の保険料を過年度納付したとしても不自然ではない。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は平成3年10月にA市において払い出されていることが確認できることから、当時、専門学校生であった申立人は、学生の国民年金への加入が強制となった同年4月1日に被保険者資格を取得したものの、それより前の申立期間①については、国民年金の加入は任意となることから、制度上、遡って国民年金に加入することはできず、保険料を

納付することができなかったと考えられる。

また、申立期間①当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から48年3月までの期間及び49年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年8月から48年3月まで
② 昭和49年7月から52年3月まで

申立期間当時は家族と同居しており、母が私の保険料も一緒に納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは、申立期間後の昭和61年6月であることが確認できることから、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、母親が申立人の保険料も一緒に納付したと申述しているが、その母親が国民年金に加入した形跡は見当たらず、母親に照会しても、自身の国民年金についての記憶も明確ではない上、申立人の国民年金についても、加入手続をした記憶はあるものの、加入手続をした時期や保険料の納付金額等についての記憶が明確ではなく、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。